



令和8年1月9日

国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」 予算措置における区の取組みについて

- 1 せたがやP a yによる物価高騰対策について
- 2 令和7年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への物価高騰生活支援給付金の支給について
- 3 物価高対応子育て応援手当の支給について



令和8年1月9日

せたがやPayによる物価高騰対策について

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者の支援及び区内経済活性化を後押しするため、デジタル地域通貨「せたがやPay」による物価高騰対策として、令和8年1月21日から4月30日まで、2段階のポイント還元事業を実施します。

1 せたがやPayによる物価高騰対策の概要

令和7年度当初予算及び第4次補正予算とともに、今般、国から充当される重点支援地方交付金も併せて活用し、「せたがやPay」による物価高騰対策を更に追加実施。

(1) せたがやPay最大15%ポイント還元事業

① ポイント還元率

店舗区分	還元率
中小個店	15%
準大型店（コンビニ等）	10%
大型店	0%

② 還元上限額 1人あたり10,000ポイント／月

③ 事業実施期間 令和8年1月21日～3月31日まで ※予算上限に達し次第終了

④ ポイント有効期限 付与日から6か月後の末日

⑤ 予算（ポイント原資） 759,595千円 ※

(2) せたがやPay最大10%ポイント還元事業

① ポイント還元率

店舗区分	還元率
中小個店	10%
準大型店（コンビニ等）	5%
大型店	0%

② 還元上限額 1人あたり10,000ポイント

③ 事業実施期間 令和8年4月1日～4月30日まで ※予算上限に達し次第終了

④ ポイント有効期限 付与日から6か月後の末日

⑤ 予算（ポイント原資） 176,135千円 ※

※ポイント原資総額935,730千円のうち第5次補正予算措置額 569,361千円

（参考）各月の還元上限額

対象月	最大還元率	1人あたりの還元上限額	
令和8年1月	最大3%	1,000ポイント	
	最大15%	10,000ポイント	
令和8年2月		10,000ポイント	
		10,000ポイント	
令和8年3月	最大10%	10,000ポイント	
令和8年4月		10,000ポイント	

◎問合先 商業課 電話03-3411-6667



令和8年1月9日

令和7年度世田谷区住民税非課税世帯及び均等割のみ 課税世帯への物価高騰生活支援給付金の支給について

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活に直結する食料品等の購入負担を軽減することを目的に、令和7年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付を実施します。

1 事業概要

(1) 支給対象者

以下の全ての要件を満たす世帯の世帯主

- ①令和7年12月22日に世田谷区に住民登録があること
- ②世帯全員が令和7年度分住民税均等割非課税又は均等割のみ課税となった者のみで構成されていること

(2) 支給対象世帯数

約120,000世帯（見込み）

(3) 支給額

1世帯あたり2万円

(4) 支給方法

	対象世帯	支給方法
①	「令和6年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金」を受給した世帯	世帯主に支給のお知らせを送付の上、原則手続き不要で前回口座へ支給する。
②	①以外の世帯	世帯主に確認書兼申請書を送付し、返送された申請内容を審査の上、指定の口座へ支給する。

(5) 予算額

第5次補正予算 2,833,395千円

（内訳）①事業費（支給額） 2,400,000千円

②事務経費 433,395千円

2 スケジュール（予定）

令和8年2月 2日	コールセンター開設
2月15日	区のお知らせ掲載
2月26日	対象世帯へプッシュはがきの送付
3月24日～	プッシュはがき対象世帯へ支給、以降順次支給開始
4月 6日～	対象世帯へ確認書兼申請書の送付
6月30日	申請期限
8月31日	最終支払い・コールセンター閉鎖

◎問合先 保健福祉政策課

電話 03-5432-2456



令和8年1月9日

物価高対応子育て応援手当の支給について

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高の影響が長期化する中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、国の「物価高対応子育て応援手当」に上乗せする区独自給付を行います。

1 主旨

国は、令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策」において、物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給することとした。これを受け、区も国と同様に子育て世帯を全力で応援していくメッセージを込めて、区独自で1万円の上乗せ給付を行う。

2 支給対象

児童手当支給対象児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）を養育する父母等。（各要件は以下の通り。）

対象者数：約86,000人

- 【A】 令和7年9月分の児童手当受給者（令和7年9月出生児は令和7年10月分）
- 【B】 勤務先から児童手当を受給している公務員
- 【C】 令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに出生した子どもを養育する父母

3 支給金額

支給対象児童（約13万人）1人につき3万円（国制度2万円、区上乗せ1万円）

4 申請及び支給方法

- (1) 【A】の支給対象者及び【C】のうち令和7年12月31日までの出生児の父母等で児童手当の受給者は、申請書の提出は必要なく、受給者の児童手当振込口座に振り込む。
(プッシュ型支給)
- (2) 【B】の支給対象者及び【C】のうち令和8年1月1日以降の出生児の父母等は、申請書等の提出後、指定された振込口座に振り込む。

5 スケジュール（予定）

令和8年1月5日	【B】及び【C】の申請が必要な支給対象者の申請受付開始
1月下旬	【A】及び【C】のプッシュ型支給対象者へお知らせを送付
2月10日	【A】及び【C】のプッシュ型支給対象者へ支給開始
3月中旬	【B】及び【C】の申請が必要な支給対象者へ支給開始